大町第二保育園に係る指定管理者候補者の選定について

大町第二保育園について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

１　施設の概要

⑴　所在地

広島市安佐南区大町西二丁目２６番１号（市立大町幼稚園に併設）

⑵　設置目的

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

２　選定（非公募）の概要

⑴　指定管理者候補者名

社会福祉法人広島県同胞援護財団（広島市中区大手町三丁目９番２５号）

⑵　非公募理由

保育園は保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図る施設である。

施設の運営には豊富な経験・実績、専門性が求められ、さらに、保育に当たっては継続性とともに職員と在園の乳幼児及び保護者との安定した信頼関係が不可欠であることから、現在の指定管理者である社会福祉法人広島県同胞援護財団を非公募により指定管理者とする。

３　こども未来局指定管理者指定審議会委員

役職	職名	氏名
会長	こども未来局長	横山　元信
副会長	こども未来局次長	上谷　美聡
委員	こども青少年支援部長	舟津　有紀
委員	児童相談所長	高橋　里美
委員	こども未来調整課長	山音　武士
委員	保育園運営指導担当課長	川西　千奈美
委員	こども・家庭支援担当課長	三好　佐代

４　審査の概要

⑴　審査の方式

こども未来局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

⑵　評価基準等

別紙「大町第二保育園指定管理者候補者の評価基準等」のとおり。

５　審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**社会福祉法人広島県同胞援護財団**を指定管理者候補者として選定した。

申　　請　　者	社会福祉法人広島県同胞援護財団
評　価　項　目　１	適
評　価　項　目　２	適
評　価　項　目　３	適
評　価　項　目　４	適
◎　指定管理料上限額 ６億７，４５４万６千円 ◎　指定管理料提案額 ６億７，４５４万６千円	

※　指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は１０％で算出している。

６　指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

参　考

　指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に係る取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった社会福祉法人広島県同胞援護財団の取組状況＞

確　認　項　目			取組状況	備　考
障害者雇用率の達成	①　障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.5%）】		達成 (2.43%※)	障害者の雇用義務有り
	②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21 の取得		無	
男女共同参画・子育て支援の推進	①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	①　広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	―	
		その他事業所等がある場合	―	
	②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	８割以上の場合	該当	
		５割以上で８割未満の場合	―	
		２割以上で５割未満の場合	―	

※　法定雇用障害者数は達成している。

別紙

大町第二保育園指定管理者候補者の評価基準等

ア　評価項目

評　価　項　目	適　否
【1　市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2　施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　公立保育園の指定管理者としての役割と責務を十分認識しているとともに、子育て支援施設としての保育園の役割を認識しているか。 ②　全体的な計画が明確にされ、国が定めた保育所保育指針に沿った適切なものとなっているか。 ③　保育の実施にあたり、保護者との情報交換や情報提供について配慮されているか。 ④　年間行事及びディリープログラムが適切に計画されているか。 ⑤　地域の福祉向上のため、地域住民や関係機関・団体と連携・協力が計画されているか。 ⑥　隣接幼稚園との園児の交流、職員の合同研修などの連携が計画されているか。 ⑦　給食の献立等が適切なものとなっているか。	
【3　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4　管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

(注)　上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

イ　本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確　認　項　目	取組状況
【1　障害者雇用率の達成】 ①　障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
②　過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【2　環境問題への配慮】 IS014001 若しくは IS014005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【3　男女共同参画・子育て支援の推進】 ①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4　地域貢献度】 ①　広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に、本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内に、その他事業所等がある場合	該当・非該当
②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当